

**「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に
向けて行政の果たすべき役割」のうち
「デジタル・コンテンツ流通の促進等」及び
「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」**
【平成16年1月28日付け諮問第8号及び平成19年6月14日付け諮問第12号】

答申（案）概要

**平成24年7月25日
情報通信審議会
情報通信政策部会**

目次

「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」について	1
----------------------------------	---

答申（案）の全体構成	2
------------	---

第1章 コンテンツ製作・流通の強化方策のあり方	3
-------------------------	---

第1節 これまでの取組の現状と課題	3
1. コンテンツ製作・流通の概況	3
2. 放送コンテンツのインターネット配信の現状と課題	3
3. コンテンツ海外展開の現状と課題	3
4. 権利処理の円滑化への取組の現状と課題	4
5. コンテンツ不正流通対策の現状と課題	4
6. コンテンツ流通プラットフォームの現状と課題	4
第2節 提言	5
1. 今後の取組の方向性	5
2. 早急に取り組むべき課題	6
3. 中長期的に取り組むべき課題	7

第2章 デジタル放送におけるコンテンツ保護のあり方	8
---------------------------	---

第1節 これまでの経緯及び現状	8
1. デジタル放送におけるコピー制御のルール	8
2. コピー制御におけるコンテンツ保護のあり方	8
第2節 提言	9
1. コピー制御の方式について	9
2. クリエーターに対する対価の還元	10
3. コピー制御方式のエンフォースメントについて	10
4. 今後の取組	10

情報通信審議会情報通信政策部会 デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会について

平成24年7月現在
(◎主査、○主査代理)

1. 背景・目的

情報通信審議会における、ブロードバンド化するインターネット及びデジタル化する放送ネットワークの利用・普及のあり方についての審議過程において、これらのネットワークをシームレスに流通するデジタル・コンテンツに係る複数の課題について、集中的かつ早期の検討が求められている。当該課題に係る専門的知見を有する委員による集中的かつ効率的な審議を行うために開催。

2. 経緯

平成18年9月 委員会設置

(平成16年諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政が果たすべき役割」のうち「デジタル・コンテンツの流通等の促進」)

平成19年6月 新規諮問

(平成19年諮問第12号「コンテンツ競争力強化のための法制度」の在り方)

平成19年8月 中間答申(第4次)

平成20年6月 中間答申(第5次)

平成21年7月 中間答申(第6次)

平成24年1月以降、コンテンツの製作・流通の現状と課題について、関係者からヒアリングを行うなど6回にわたって議論を重ね、コンテンツ流通・製作力の強化方策の在り方、デジタル放送のコンテンツ保護の在り方について審議。

3. 構成員

《有識者及び学識経験者》

- ◎ 村井 純 慶應義塾大学 教授
- 中村伊知哉 慶應義塾大学 教授
- 大淵 哲也 東京大学 教授
- 三尾美枝子 六番町総合法律事務所 弁護士

《消費者》

- 河村真紀子 主婦連合会
- 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト
- 長田 三紀 全国地域婦人団体連絡協議会

《産業界》

- 浅野 睦八 日本IBM(株)
- 今井 淨 パナソニック(株)アプライアンス社
- 襟川 恵子 コーエーテクモホールディングス(株)
- 田胡 修一 日立コンシューマエレクトロニクス(株)
- 田辺 俊行 東芝映像機器(株)
- 鶴田 雅明 ソニー(株)
- 依田 巽 (株)ティーワイリミテッド

《権利者団体》

- 華頂 尚隆 (一社)日本映画製作者連盟
- 椎名 和夫 実演家著作隣接権センター(CPRA)
- 菅原 瑞夫 (一社)日本音楽著作権協会
- 畑 陽一郎 (一社)日本レコード協会
- 堀 義貴 (一社)日本音楽事業者協会

《放送事業者》

- 石井 亮平 (前)日本放送協会
- 井川 泉 (株)TBSテレビ
- 池田 朋之 (株)テレビ東京ホールディングス
- 石橋 庸敏 (社)日本ケーブルテレビ連盟
- 植井 理行 (株)TBSテレビ
- 佐藤 信彦 (株)フジテレビジョン
- 関 祥行 (社)デジタル放送推進協会
- 田村 和人 日本テレビ放送網(株)
- 福田 俊男 (株)テレビ朝日
- 藤沢 秀一 日本放送協会

《通信事業者》

- 雨宮 俊武 KDDI(株)
- 伊能美和子 (株)NTTドコモ

《オブザーバー》

- 文化庁 長官官房著作権課 著作物流通推進室室長
- 経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連産業課
- 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 情報経済企画調査官

答申（案）の全体構成

第1節 これまでの取組と現状

1 コンテンツ制作・流通の概況

- 近年、我が国コンテンツ市場は約11兆円規模で推移する一方、世界のコンテンツ市場は、2015年まで平均5.7%の成長が期待。
- 地上デジタル放送へ完全移行等のインフラ整備、スマートフォン等端末の高度化・多様化を背景に、様々な動画視聴サービスが登場。

2 放送コンテンツのネット配信の現状と課題

- 放送コンテンツやラジオのインターネット配信サービスが本格化。「放送コンテンツの円滑な利用」、「権利者の保護」、「利益の適正な配分」、「有効な違法コンテンツ対策」を可能とする新たなルール整備と運用等が課題。

3 コンテンツ海外展開の現状と課題

- 放送事業者、番組制作会社、総務省等において様々な取組が進捗。権利処理の円滑化、海賊版対策、外国製コンテンツに対する規制の緩和等が課題。

4 権利処理の円滑化への取組の現状と課題

- 映像コンテンツ権利処理機構(aRma)を設立し、許諾申請窓口の一元化等を推進。aRmaによる実演家の権利処理の効率化、音楽著作権の権利処理の簡素化・一元化、レコード原盤権の権利処理の円滑化が課題。

5 コンテンツ不正流通対策の現状と課題

- 国内外において動画投稿サイトやP2Pファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害が横行。違法コンテンツ対策とともに正規コンテンツの配信の推進が課題。

6 コンテンツ流通プラットフォームの現状と課題

- クラウド型音楽サービスをはじめとしたネットワークを利用した新しいコンテンツ配信サービスが登場。ユーザーの期待に応えつつ、権利者への適正かつ効率的な対価の還元を可能とする仕組みの検討が課題。
- 国内外でスマートテレビへの取組が活発化。HTML5ベースのテレビ対応ブラウザ等の技術の開発・実装、国際標準化、国際展開の推進が課題。

1 デジタル放送におけるコピー制御のルール

- 第四次・第五次中間答申の提言に基づき、放送のデジタル化促進の必要性を踏まえた「暫定的なルール」として「ダビング10」が2008年7月より開始。
- 本年3月現在、累計約2000万台の「ダビング10」対応録画機が出荷。

2 コピー制御方式のエンフォースメントのあり方

- 第六次中間答申に沿って、デジタル放送におけるコピー制御のルールの担保手段(エンフォースメント)について、技術規格の開示を制限しない、いわゆる「新方式」の導入に向けた検討が進捗。
- ARIB標準規格・運用規定の策定(2011年3月、同年12月)。
 - 地上放送RMP管理センター(TRMP)の新設(2011年6月)と、そのガバナンスの順次強化。
 - 2012年8月中旬以降の東名阪での運用開始、2013年4月の全国での運用開始を目標として、TRMPの鍵管理システムの整備、放送局の送出設備の改修等が進捗。
 - 制度的補完措置の整備(著作権法、不正競争防止法及び関税法の改正)。

第2節 提言

1 今後の取組の方向性

- 正規ビジネスを拡大しつつ、クリエイターに対して適正な対価が還元される仕組みを整備し、量・質両面での持続的な拡大再生産を図っていくことが基本。
- 以下のような諸課題について、民間主導の取組を官が側面支援していくことが必要。

2 早急に取り組むべき課題

(1) 権利処理の迅速化・効率化

放送事業者、権利者団体、関係行政機関等による検討の場を設け、実務面・制度面の課題に取り組む必要。

(2) コンテンツの海外展開

外国製コンテンツに対する規制の緩和、海賊版対策等の環境整備、継続的な海外発信のための放送枠確保等の費用についての支援措置の検討が必要。

(3) スマートテレビの推進

官民が連携して、民間企業による実証実験の実施、国際展開等の取組を重点的に推進する必要。

3 中長期的に取り組むべき課題

今後の急速な変化に適切に対応するため、関係者からなる「新たな検討の場」を設置して、コンテンツ保護に係るルールのあり方、権利処理の迅速化・効率化、クリエイターへの対価の還元を含むコンテンツの制作・流通促進の方策等について議論していくことが必要。

1 コピー制御方式について

無料放送におけるコピー制御の方式については、サービスの動向や技術の進展等について検証を行いつつ、エンフォースメントのあり方と合わせて検討することが適当。

2 クリエイターに対する対価の還元

良質なコンテンツの持続的再生産に向け、幅広い観点から検討し、関係者の共通認識の形成を模索していく必要。

3 コピー制御方式のエンフォースメント

新方式の円滑かつ適正な導入・運用を図りつつ、地上放送以外への適用拡大の可能性を民間の関係者間で検討する必要。コピー制御方式のエンフォースメントのあり方について、新方式や制度的補完措置の定着状況等を踏まえ検討する必要。

4 フォローアップ

デジタル放送のコンテンツの保護のあり方について、コピー制御に対する利用者の認識、技術・サービスの動向、コンテンツ不正流通の状況等の把握を行いつつ、上記の「新たな検討の場」で検討することが適当。

第1章 コンテンツ 制作・流通 の強化方策 【平成19年 諮問第12号】

第2章 デジタル放 送における コンテンツ 保護のあり 方 【平成16年 諮問第8号】

第1章 コンテンツ制作・流通の強化方策のあり方

第1節 これまでの取組の現状と課題 (1/2)

1. コンテンツ制作・流通の概況

- ✦ 我が国のコンテンツ市場は、ここ数年約11兆円規模で推移する一方、世界のコンテンツ市場は2015年まで平均5.7%の成長が期待。
- ✦ 地上デジタル放送への完全移行やブロードバンドの普及によるインフラの整備、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及による視聴端末の多様化を背景に、様々な動画視聴サービスが登場。

2. 放送コンテンツのインターネット配信の現状と課題

- ✦ 現状: 放送コンテンツ、ラジオ音声コンテンツのインターネット配信サービスが本格化。特にラジオに関しては、難視聴解消のほか、東日本大震災において災害情報の伝達に大きな役割。
- ✦ 課題: 「放送コンテンツの円滑な利用」、「権利者の保護」、「利益の適正な配分」、「有効な違法コンテンツ対策」を可能とする新たなルール整備と運用等。

3. コンテンツの海外展開の現状と課題

- ✦ 現状: 放送事業者、番組制作会社、総務省等の関係者において様々な取組が進捗。
 - 放送事業者: リメイク権・フォーマット権等の販売、国際ドラマフェスティバルの開催、国際見本市への出展 等
 - 番組制作会社: ピッチングセッション(企画提案会議)の開催による国際共同製作の推進 等
 - 総務省: 地域コンテンツの海外展開への支援、東日本大震災・原発事故の風評被害払拭のための国際放送ネットワークの活用・国際共同製作の促進 等
- ✦ 課題: 権利処理の円滑化、海賊版コンテンツへの対策、外国製コンテンツに対する規制の緩和、海外で受け入れられるコンテンツ制作力の強化、政府一体となった長期的な支援措置。

4. 権利処理の円滑化への取組の現状と課題

- ✦ **現状:** 2009年6月、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)を設立し、許諾申請窓口等の一元化をはじめとした権利処理業務の迅速化・効率化を推進。
- ✦ **課題:** aRmaによる実演家の権利処理の迅速化・効率化、音楽著作権の権利処理の簡素化・一元化、海外展開の促進に向けたレコード原盤権の権利処理の円滑化。

5. コンテンツ不正流通対策の現状と課題

- ✦ **現状:** 国内外において、動画投稿サイトやP2Pファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害が横行。放送事業者において自社による対応や大手動画投稿サイトと連携した自動削除等により対策を講じているほか、総務省においても関係者と連携した実証実験を実施。
- ✦ **課題:** 違法コンテンツ対策とともに正規コンテンツの配信の推進。

6. コンテンツ流通プラットフォームの現状と課題

- ✦ **現状:** クラウド型音楽サービスをはじめとしたネットワークを利用した新しいコンテンツ配信サービスが登場。また、国内外において、スマートテレビへの取組が活発化。
- ✦ **課題:** ネットワークを利用した新しいコンテンツ配信サービスについて、ユーザーの期待に応えつつ、権利者への適正かつ効率的な対価の還元を可能とする仕組みの検討。HTML5ベースのテレビ対応ブラウザをはじめとするスマートテレビに関する技術について、オープンな実証実験を通じた、開発・実装、国際標準化、国際展開の推進。

- ✦ 利用者が適正な価格で容易にコンテンツを利用できる正規ビジネスを拡大するとともに、クリエイターに対して適正な対価が還元される仕組みを整備し、コンテンツの量・質両面での持続的な拡大再生産を図っていくことを基本にすべき。
- ✦ 我が国の映像コンテンツ市場の約7割を占める放送コンテンツについて、権利者への適正な対価の還元を十分配慮しつつ、権利処理の迅速化・効率化に取り組み、マルチユースを推進することが重要。
- ✦ コンテンツ産業の新たな成長機会の確保、海外における我が国のプレゼンスの向上の観点から、クールジャパン戦略等の政府全体の方針に沿って、関係省庁とも連携して、我が国のコンテンツが継続的に海外へ発信していくための環境の整備、関連産業との連携の促進に取り組むことが必要。
- ✦ コンテンツ流通プラットフォームについては、オープンな技術規格の策定・導入を通じて特定のOSやデバイス等によるユーザーの囲い込みによって生じるビジネス上の不均衡を防ぐとともに、多様なアプリケーションやコンテンツの提供を促すことが重要。
- ✦ 以上の課題について、コンテンツ制作・流通の社会的・文化的意義等にも鑑み、民間主導の取組を官が側面支援していくことが必要。

第2節 提言 2. 早急に取り組むべき課題

(1) 権利処理の迅速化・効率化

- ✦ 放送事業者、権利者団体、関係行政機関等による検討の場を設け、実務面・制度面の課題に取り組む必要。
 - aRmaにおける実演家の権利処理について、権利料の徴収分配を含めた権利処理工程全体の効率化、aRmaへの委任範囲の拡大、aRma扱いの実演家の拡充に取り組む。
 - 不明権利者探索の期間の短縮、放送事業者とaRmaの間における出演者等の番組情報の共有化、放送事業者と実演家との文書による出演契約の推進等について検討する。
 - 音楽著作権については、ラジオを含む放送コンテンツに利用されている楽曲の全曲報告をはじめとした権利処理業務の迅速化・効率化を検討する。
 - 放送コンテンツの海外展開促進に向けて、レコード原盤権の権利処理に関する放送事業者とレコード会社の間における諸課題の解決に向けた検討を進める。

(2) コンテンツの海外展開の促進

- ✦ 外国製コンテンツに対する規制の緩和、海賊版対策等の環境整備を図ることが必要。
 - 外国製コンテンツに対する規制の緩和に向け、関係省庁と連携し、働きかけを行う。
 - 不正コンテンツの流通抑止に取り組み、正規コンテンツの流通促進に資するビジネス環境を整備する必要。特に、海賊版が横行している国において、現地当局とも協力してネット上の正規コンテンツの流通促進について検討する。
- ✦ 継続的な海外発信のため、関係省庁と連携して、我が国の国際放送ネットワークや海外放送メディアにおける放送枠確保、ローカライズ、国際マーケットへの参加等の費用について支援措置を検討すべき。
さらに、海外展開をあらかじめ視野に入れたコンテンツ製作の促進を図ることが必要。
- ✦ クールジャパン戦略等の政府全体の方針に沿って、関係省庁と連携しつつ、関連産業との連携による海外展開支援に取り組むべき。

(3) スマートテレビの推進

- ✦ ユーザーの利便性や選択肢を広げ、市場を拡大するため、官民が連携して、民間企業による実証実験の実施、国際展開等の取組を重点的に推進する必要。
 - 内外の様々なプレーヤーの参画を得て、技術基盤やユーザインターフェースの確立、様々な分野での活用や具備すべき機能の検討、アプリケーション・コンテンツの開発に資する実証実験を実施。得られた成果を逐次実用化に向けて展開するとともに、ブラウザの機能に適時適切にフィードバックし、W3CにおけるHTML5/. nextの国際標準規格の策定に寄与する。
 - スマートテレビが実現するサービスモデルについて、国際イベントにおけるデモンストレーションを通じた世界への発信、東南アジア等の新興国との間で協議・検討の場の設置等を通じた早期実現を図り、スマートテレビの新たな市場を開拓する。

- ✦ クラウド型サービスを含むネットワークを利用した新しいコンテンツ流通サービスの普及により、サーバーにおいてコンテンツの利用を一元的に管理できるようになれば、個人情報の適切な保護に配慮した上で正確な権利処理に基づくコンテンツ流通の仕組みを構築することが技術的に可能になると考えられる。
- ✦ また、デバイスやコンテンツ流通経路の多様化等とも相まって、ネットワークを使用した様々な形態のコンテンツ配信が飛躍的に増大し、スマートテレビ等において放送とウェブのコンテンツが有機的に連携し相互に乗り入れが行われることによって、放送を含むコンテンツ流通サービスはその姿が大きく変わっていくと予想。
- ✦ 以上のように、今後、コンテンツの利用・流通形態が急速に変化することが予想され、これらにスピード感を持って適切に対応することが必要。
- ✦ このため、放送事業者、通信・インターネットサービス事業者、メーカー、権利者、消費者、有識者等の関係者からなる「新たな検討の場」を設置して、デジタル・コンテンツの保護(DRM)に係るルールのあり方、コンテンツ海外展開の促進、スマートテレビの機能の充実及びコンテンツ流通プラットフォームとしての活用、権利処理の迅速化・効率化、クリエイターへの対価の還元を含むコンテンツの製作・流通促進の方策等について、幅広い観点から議論し、速やかに実行していくことが必要。

第2章 デジタル放送におけるコンテンツ保護のあり方

第1節 これまでの経緯及び現状

1. デジタル放送におけるコピー制御のルール

- ✦ 第四次・第五次中間答申において、放送のデジタル化促進の必要性を踏まえた「暫定的なルール」として、「ダビング10」が提言され、2008年7月4日より運用開始。
その際、「ルールの「暫定性」」に鑑みた適時の見直しが必要であること、「クリエイターへの対価の還元」の具体策について「補償金制度」以外の側面からも継続検討することとされた。
- ✦ 「ダビング10」運用開始後、国内で出荷されたデジタル録画機はほぼ全て「ダビング10」対応となっており、2012年3月現在、およそ2,000万台が出荷。
- ✦ 総務省において、2012年2月から、一般視聴者を対象に、デジタル放送におけるコピー制御のルールに関するアンケートを実施。
 - 一番組あたりのコピー回数は、回答者の9割以上が「1～3回」、
 - 録画機器がダビング10対応であるかどうかを「意識したことがない」者は回答者の約8割。

2. コピー制御におけるコンテンツ保護のあり方

- ✦ デジタル放送におけるコピー制御のルール担保手段(エンフォースメント)について、当審議会においてB-CASカードを用いた方式に関して様々な問題点が指摘され、第六次中間答申において、「技術規格の開示を制限しない、新たな方式(新方式)」の早期導入に向けた基本的な考え方や具体的なプロセス等を提言。
- ✦ 上記提言に沿って、新方式の導入に向け、関係者における検討が進捗。
 - ARIB標準規格等の策定:標準規格2011年3月改訂、運用規定同年12月改訂。
 - ライセンス発行・管理機関:2011年6月、一般社団法人地上放送RMP管理センター(TRMP)を設立。
 - TRMPの鍵管理システムの整備、放送局の送出設備の改修等:2012年8月中旬以降の東名阪での運用開始、2013年4月の全国での運用開始を目標に準備中。
 - 制度的補完措置:「偽造品の取引の防止に関する協定」(ACTA)が署名され国会に提出されたほか、著作権法、関税法及び不正競争防止法の改正により、コピー制御を回避する不正な機器の流通への抑止効果が期待。

1. コピー制御の方式について

- ✦ 放送コンテンツの製作・流通の持続的な拡大再生産を実現するためには、コンテンツ保護のためのルールが必要という点については見解の一致。
- ✦ その一方、コンテンツ保護の手法としてのコピー制御については意見に相違。
 - 放送コンテンツにコピー制御がかけられているにもかかわらずインターネット等を通じた違法コンテンツの流通が後を絶たないことから、コピー制御を施すことに意味があるのかという指摘。
 - コピー制御方式のエンフォースメントのために無料放送にスクランブルをかけることで録画機を持たない利用者も含めて社会的なコスト負担が発生していることから、コピー制御方式について再検討すべきという意見。これに対して、仮にコピー制御が無ければ違法なコンテンツの複製・流通がさらに増える可能性があり、現在のダビング10によるコンテンツ保護の効果を否定することはできないという意見。
 - ダビング10への緩和に伴う権利者への対価の還元が実現していない中でコピー制御の更なる緩和は受け入れられないとの意見。
- ✦ 他方、今後、ユーザーの要望するコンテンツが質・量・価格ともに適正に提供され、かつコンテンツ保有者が納得する形の権利保護が実現されるのであれば、クラウド型サービスを含むネットワークを利用した新しいコンテンツ流通サービスが普及・拡大すると予想されることから、放送コンテンツを録画機器や記録メディアに録画する機会は相対的に減少するのではないかの指摘もあった。
- ✦ 以上の意見を踏まえ、無料放送におけるコピー制御の方式については、新しいコンテンツ流通サービスの動向や権利保護技術の進展等について検証を行いつつ、エンフォースメントのあり方と合わせて検討することが適当。

2. クリエーターに対する対価の還元

- デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、利用者の利便性が向上する一方、パッケージメディアのコンテンツの売上が減少する傾向にあること、私的録音録画補償金制度の形骸化などから、良質なコンテンツの持続的な再生産に向けて、クリエイターに適正な対価が還元される対策を検討する必要。
- その際、コピー制御方式などコンテンツ保護のあり方に加え、コンテンツ流通の促進、製作力強化によるコンテンツ市場の拡大等、幅広い観点から議論を行い、関係者の共通認識の形成を模索していく必要。

3. コピー制御方式のエンフォースメントについて

- 新方式は、携帯端末等による地上デジタル放送のフルセグ受信に不可欠であるほか、現行B-CAS方式と並ぶエンフォースメント手段の選択肢を実現するものであることから、その円滑な導入を図るべき。その際、放送事業者等においては、受信可能エリアの人口カバー率の早期向上、視聴者への周知等の推進、TRMPにおいては、効率的・透明性の高い業務運営、新方式の安全・公平な運用が期待。
- また、新方式の適用範囲の拡大について、B-CAS方式と比較した新方式の特性やその定着状況等も踏まえ、民間の関係者間においてその可能性を検討していくべき。
- B-CASカードを用いたエンフォースメントの仕組みへの影響が懸念されているところであり、今後、コピー制御方式のエンフォースメントのあり方について、技術の進展、新方式や制度的補完措置の定着状況等を踏まえ、検討することが必要。

4. 今後の取組

- デジタル放送のコンテンツの保護のあり方については、コピー制御に対する利用者の認識、技術・サービスの動向、コンテンツ不正流通の状況等の把握を引き続き行いつつ、第一章で触れた「新たな検討の場」において検討することが適当。